

自転車安全運転利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。
したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰則】

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

普通自転車が歩道を通行することができる場合



歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が
自転車を運転しているとき。

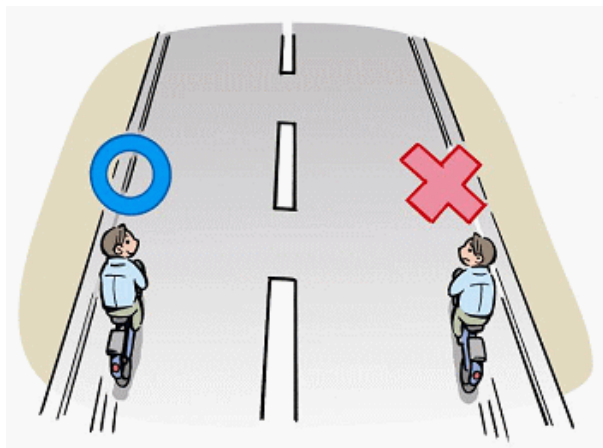
道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な
場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなど
のために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、
普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。
自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通
行しなければなりません。

【罰則】

2万円以下の罰金又は料料



2 車道は左側を通行



自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。

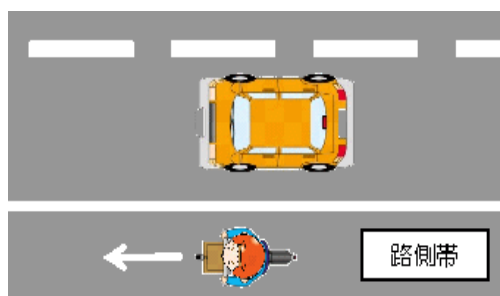
道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

※一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

【罰則】

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

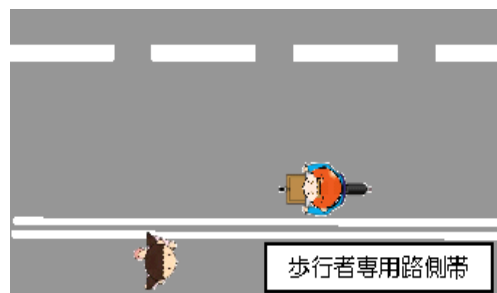
路側帯を通行できる場合



自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者専用路側帯）のある場合を除き、路側帯を通ることができます。

ただし、左側部分に設けられた路側帯を通行してください。

その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

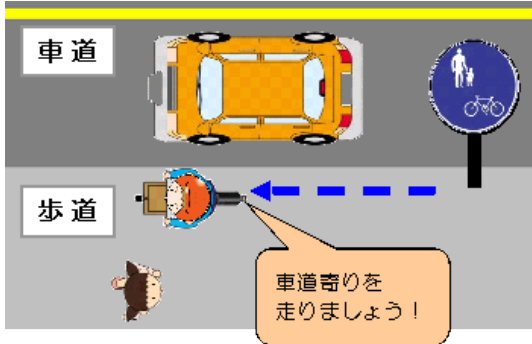


※平成25年6月14日公布、12月1日に施行の「改正道路交通法」により、「自転車等軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯」に限定されました。

【罰則】

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車歩道通行時は、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】

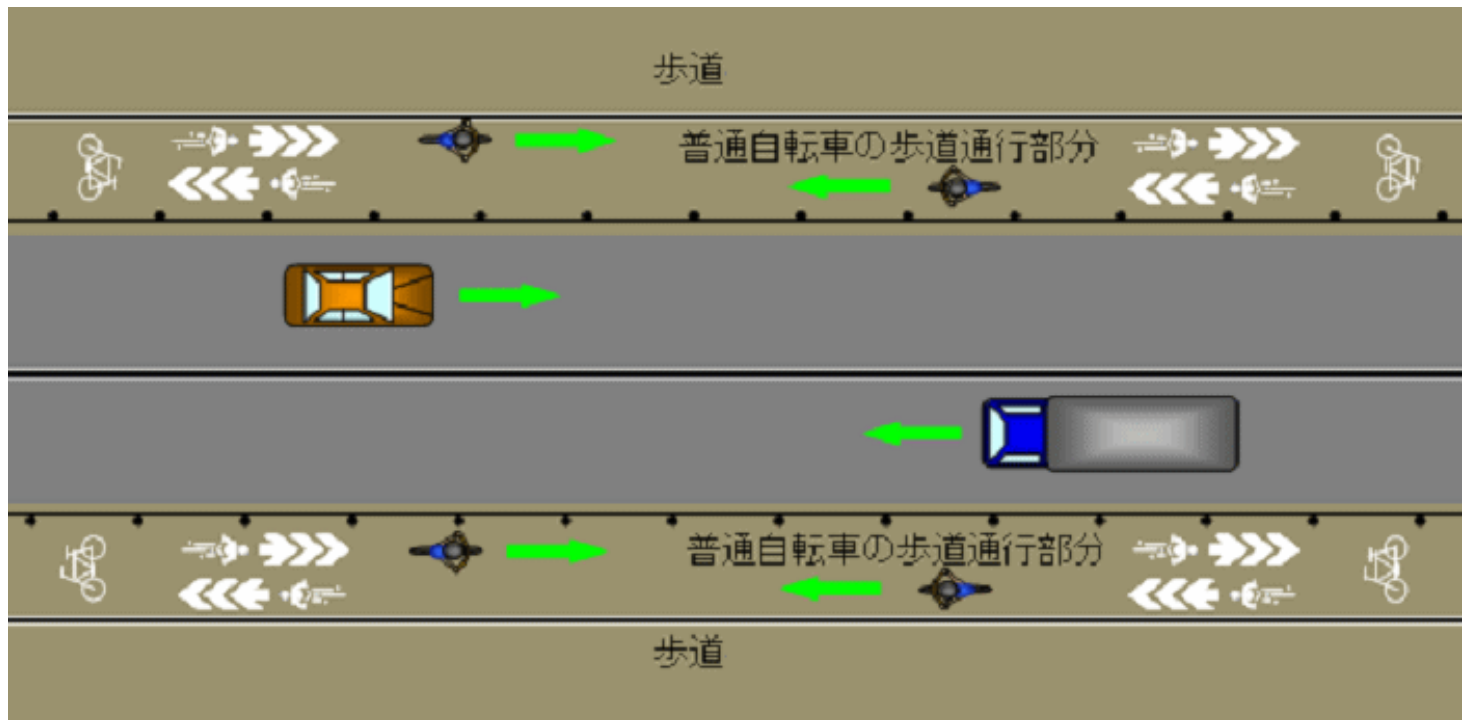
2万円以下の罰金又は科料

自転車歩道通行時は、車道寄りを徐行しなければなりません、

歩道では自転車同士による相互通行することが可能です。

その際、歩行者の動向に注意することはもちろん、すれ違う自転車に危険を感じる場合は、

自転車を降りて、自転車を押して歩きましょう。



4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



【罰則】

飲酒運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔いの場合)

二人乗り

2万円以下の罰金又は科料

並進

2万円以下の罰金又は科料

夜間はライトを点灯



【罰則】

無灯火 5万円以下の罰金

交差点での信号遵守と一時停止



青信号でも必ず安全確認をしましょう。

交差点における信号無視や一時停止標識のある場所での一時不停止は、交通違反です。

交差点では必ず信号を守り、周囲の安全を確認してから進行しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

自転車を運転する児童の保護者は、児童にヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

成長過程の子どもは体の重心位置も不安定で、転倒した時、頭部に重大なダメージを受けることがあります。

子ども自身が自転車に乗るときはもちろん、幼児を幼児用シートに乗せるときも、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

